

選手の契約、登録および移籍に関する規程

第1章 選手契約

第1節 総則

第1条 [目的]

本規程は、一般社団法人日本ハンドボールリーグ（以下、リーグ）の会員たるチームおよびその選手の契約と登録、移籍に関する事項について定める。

第2条 [契約区分]

選手の契約区分は次の各号のとおりとする。

- ① アマチュア選手
- ② プロ選手

第3条 [アマチュア選手]

アマチュア選手とは、その所属チームとの書面による誓約を有しており、報酬または利益を目的とすることなくプレーする者をいい、交通費、宿泊費、備品手当、食事手当、保険料、その他チームが必要と認めた手当以外を受理してはならない。また、各手当の金額は当該経費として厳正、常識的な水準でなければならない。

第4条 [プロ選手]

プロ選手とは、その所属チームとの書面による契約を有しており、当該選手のハンドボール選手としての活動の対価として、当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。

ハンドボール選手としての活動の対価のほかに、通常の労働活動や雇用がある選手も、その所属チームとの書面による契約を有していれば、プロ選手とみなす。

第5条 [アマチュア選手誓約]

アマチュア選手は、所属チームに対し、リーグが定めるアマチュア選手誓約書に署名し提出することとする。なお、当該チームは本書のほか、当該選手との間で諸手当について確認した書式の写しすべてをリーグに提出しなければならない。

第6条 [アマチュア選手誓約の原則]

アマチュア選手およびチームは、アマチュア選手誓約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。

- ① アマチュア選手は、アマチュア選手誓約書に記載の事項を厳守しなければならない。
- ② 選手が移籍を求める場合は、チームは移籍を承諾しなければならず、誓約はこれをもって終了する。

第7条 [プロ選手契約]

- (1) プロ選手は、所属チームとの間に、リーグが定めるプロ選手統一契約書を締結することとする。
- (2) 当該チームは統一契約書のほか、当該選手と締結したすべての契約書の写しをリーグに提出しなければならない。なお、契約書には、通常の労働活動や雇用についての契約書は含まない。
- (3) プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。
- (4) 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、または、査証等選手の就業に関する行政による認可を条件としてはならない。
- (5) 契約の効力は、選手が妊娠中でないこと、契約期間中に妊娠しないこと、産前産後休業（以下、「産休」という。）を取得しないこと、または、その他妊娠若しくは出産に関連した一般的な権利を行使しないことを条件にしてはならない。

第8条 [プロ選手の報酬等]

チームはプロ選手に対し、前条第2項に基づきリーグに提出した契約書に記載された報酬以外の金銭または利益を名目のいかんを問わず供与してはならない。

第9条 [プロ選手契約の原則]

プロ選手およびチームは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。

- ① 契約は尊重されなければならない。
- ② 契約は、正当事由がある場合には解除することができる。この場合、契約を解除した当事者は損害賠償義務を負わず、懲罰も科されない。
- ③ 契約はシーズン中において一方的に解除することができない。
- ④ 正当事由のない契約解除の場合、損害賠償金が支払われるべきであり、かかる損害賠償の金額は当該契約において予め規定することができる。
- ⑤ 正当事由のない契約解除の場合、違反当事者に対して、リーグは懲罰を科すことができるものとする。
- ⑥ 選手の妊娠若しくは出産、産休の取得、または妊娠もしくは出産に関連した一般的権利の行使（以下総称して「妊娠および出産等」という。）を理由として、選手契約を一方的に解除してはならず、かかる契約解除には正当事由がないとみなされる。選手の妊娠中または産休中に、チームが一方的に当該選手との契約を解除した場合、そうでないことをチームが証明しない限り、妊娠及び出産等を理由とした契約解除と推定される。

第10条 [プロ選手契約の契約年数]

契約の最長期間は5年間とする。契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日からシーズン終了時までとする。なおここでいうシーズン終了日とは、当該チームの公式試合（レギュラーシーズンおよびプレーオフを含む）終了日をさす。

第 2 節 契約更新

第 11 条 [チームから選手への契約更新通知]

チームは、その所属選手に対し、新たな契約を締結する意思およびその契約条件を「契約更新に関する通知書」により、契約期間満了の 2 週間前までに通知しなければならない。チームは、その写しをリーグに提出しなければならない。当該期日までに契約更新通知が無かった場合、当該チームに契約更新の意思が無いものとみなし、当該チームは当該選手を直ちに自由交渉選手リストへ登録しなければならない。

第 12 条 [自由交渉選手リスト]

- (1) チームおよび所属選手に以下のいずれかの事由が発生した場合、チームは所属選手を自由交渉選手リストへ公示する。
 - ① 所属元チームによる当該選手への契約更新の意思がない場合
 - ② 所属元チームと当該選手との契約交渉が決裂し、契約更新がなされないことが確定した場合
 - ③ 所属元チームと当該選手との現行契約の契約期間が満了した場合
- (2) 前項各号の規定にかかわらず、所属選手が所属チームとの契約期間後に移籍する移籍先との間において、すでに契約の合意および締結がなされている場合は、自由交渉選手リストへの公示は行われない。
- (3) いかなるチームも、所属元チームの通知無くして、自由交渉選手リストに掲載された選手と契約交渉および契約締結できるものとする。

第 13 条 [契約更新しない場合の手続き]

(1) チームから選手への通知

チームは、契約を更新しない場合は、選手に対し、その旨を「契約更新に関する通知書」により、契約期間満了の 2 週間前までに通知しなければならない。

(2) 自由交渉選手リストへの登録

チームは選手への通知後、ただちに、当該選手を自由交渉選手リストに登録しなければならない。自由交渉選手リストへの登録は「自由交渉選手リスト登録申請書」により行う。

第2章 選手登録

第14条 [選手登録]

公益財団法人日本ハンドボール協会（以下、協会）の「個人及びチームの登録と移籍に関する規程」の定めるところにより、協会への選手登録を行わなければならない。

第15条 [リーグ登録]

リーグへの選手登録は、日本ハンドボールリーグ規約第72条に定めるところにより、リーグへの選手登録を行わなければならない。チームは、所属選手との契約に用いた統一契約書および誓約書、ならびに個別契約書の全ての写しをリーグへ提出するものとする。

リーグは、特段の定めがある場合を除き、チームの事前の同意がない限り、選手との契約に用いた統一契約書および誓約書、ならびに個別契約書の全ての写しを第三者に開示しないものとする。

第16条 [出場資格を得るための追加登録期限]

リーグ登録の最終登録期限は、別途リーグが定めるところによる。なお、最終登録期限日の翌日以降、選手のリーグ登録はできない。

第17条 [登録区分]

リーグにおける選手登録区分は、次の各号のとおりとする。

- ① アマチュア選手
- ② プロ選手

第18条 [登録区分の変更]

同一シーズン中に選手の登録区分が変更となる場合、登録区分変更申請書によりリーグに届出なければならない。

第19条 [登録人数]

リーグへの選手登録人数は、16名以上22名以内とする。

第3章 移籍

第1節 総則

第20条 [目的]

本章の規定は、リーグの会員たるチーム間の移籍（以下、リーグ内移籍）に関して定める。なお、リーグの会員たるチームと外国のクラブ（チーム）との間における選手の移籍（以下、国際移籍）については、国際ハンドボール連盟および協会の規程の定めるところによる。

第21条 [移籍の定義]

移籍とは選手が現在所属しているチーム（以下、移籍元チーム）を脱退し、別のチーム（以下、移籍先チーム）に所属変更することをいう。

第22条 [公式試合への出場資格]

本規程に基づき移籍した選手は、協会が登録を承認し、リーグ登録が完了した日から公式試合に出場することができる。

第2節 リーグ内移籍

第23条 [移籍の種類]

リーグ内移籍の種類は、次の各号のとおりとする。

① アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合

アマチュア選手が、アマチュア選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍を承諾しなければならず、かつ、名目のいかんを問わず、当該移籍に関し対価を請求することができない。

② アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合

アマチュア選手が、プロ選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍について異議を申し立てることができない。

③ プロ選手がプロ選手として移籍する場合

(1) プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようと意図しているチームは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手のその時点では在籍するチームに通知しなければならない。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のチームとの契約が満了したか、または満了前6ヶ月間に限り、他のチームと契約を締結することができるものとする。

(2) 契約期間が満了した選手および自由交渉選手リストに登録された選手の移籍に関しては、選手とチームは、前項に定める通知を行うことなしに自由に交渉し、新たな契約を締結することができる。

(3) プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先チームと移籍元チームとが移籍に伴う補償につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

第24条 [他チーム在籍選手との移籍交渉手続き]

他チームに在籍する選手との交渉においては、当該選手がアマチュア選手かプロ選手かのいかんに関わらず、当該選手との交渉に入る前に書面により当該選手がその時点では在籍するチームに通知しなければならない。

第25条 [移籍補償金]

移籍補償金については、次の各号のとおりとする。

- ① プロ選手がプロ選手として契約の期間満了前に移籍する場合、移籍元チームは移籍先チームに移籍補償金を請求することができる。
- ② 移籍補償金の金額は、移籍元チームと移籍先チームの合意によって決定する。
- ③ 前号の合意がなく契約の期間満了前に移籍が行われた場合、違反当事者は倫理裁判委員会による懲罰対象となる。
- ④ 本条第2号の合意がなく当該移籍が行われた場合、違反当事者は賠償金を支払わなければならない。当該賠償金の金額は倫理裁判委員会によって決定されるものとする。
- ⑤ 別段の定めがない限り、移籍補償金または賠償金の金額には一切の税金が含まれる。
- ⑥ 契約が満了した後の移籍については、移籍補償金は発生しない。
- ⑦ 第4号の定めにかかわらず、賠償金の金額は、選手と移籍元チームの間の契約において予め規定することができる。

第26条 [リーグ内移籍手続き]

選手が移籍をする場合、当該選手は、移籍元チームから登録抹消され、移籍先チームが登録申請をし、協会およびリーグの承認を得なければならない。

- (1) 移籍元チームは、協会およびリーグの登録抹消申請を行う。
- (2) 移籍先チームは、協会に追加登録申請を行う。
- (3) 移籍先チームは、リーグの登録申請を行う。

第27条 [プロ選手の期限付移籍]

- (1) プロ選手は、選手と関連するチームとの間の書面による合意により他のチームに期限付移籍されることができ、その場合移籍先チーム、移籍元チーム、該当選手とは、三者間契約を締結するものとする。なお、あわせて該当選手と移籍先チームは所定の期限付移籍契約書を締結する。
- (2) 移籍先チームと選手は、移籍元チームと選手が締結している選手契約（以下「原契約」という）の期間内で、新たな選手契約（以下「移籍先チーム選手契約」という）を締結する。
- (3) 移籍先チーム選手契約の種類は、原契約と同じ種類とする。
- (4) 移籍先チーム選手契約の基本報酬は、原則として原契約と同条件とする。
- (5) 期限付移籍に際して、移籍元チームおよび選手自身の書面による同意なしに、移籍先チームは選手を第三のチームに移籍させる権利を有しない。
- (6) 期限付移籍の移籍期間は、最短1ヶ月から最長移籍元チームと当該選手との原契約満了日までとする。
- (7) 移籍元チームは、移籍先チームへ補償金を請求することができ、その金額は移籍元チームと移籍先チー

ムとの交渉によって決定される。

(8) 移籍元チームへの再移籍

期限付移籍の期間が満了した場合、移籍先チームは登録抹消手続きを行い、移籍元チームは追加登録の手続きを行わなければならない。

(9) 期間を延長する場合や完全移籍に変更する場合は、期間満了前に移籍元チーム、移籍先チーム、選手の三者が合意し、署名、捺印した書面にてリーグへその旨を通知する。

(10) 出場制限に関する取り決めの公表義務

期限付移籍の契約において、移籍元チームとの試合における選手の出場について何らかの制約条件を設ける場合、移籍先チームはその条件を公表する義務を負う。

第 28 条 [改正]

本規程の改正は、理事会 での決議に基づきこれを行うものとする。

第 29 条 [施行]

本規程は、2024 年 7 月 1 日 から施行する。